

平成27年労第518号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

## 第1 再審査請求の趣旨及び経過

### 1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養給付及び休業給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

### 2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、警備員として就労していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、業務終了後、普通自動二輪車（以下「バイク」という。）を運転して帰宅途中の午後5時50分頃、ブレーキをかけたところ転倒した（以下「本件事故」という。）。

請求人は同日、C病院に救急搬送され、「右被殻出血、左血気胸、左鎖骨骨折、左第1、2、5、6肋骨骨折」と診断された。

請求人は、請求人に発症した「右被殻出血」（以下「本件疾病」という。）及び「左血気胸、左鎖骨骨折、左第1、2、5、6肋骨骨折」（以下「本件傷病」という。）は、通勤上の事由によるものであるとして、監督署長に療養給付及び休業給付の請求をしたところ、監督署長は、本件疾病及び本件傷病は通勤上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病等が通勤上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。）は、請求人の本件疾病及び本件傷病は、本件事故により発症したものである旨主張しているところ、検討すると、次のとおりである。

(2) 請求人の本件疾病について、D医師は、平成○年○月○日付け意見書において、「（本件疾病の成因）高血圧性の脳出血を疑うが断定はできない、（基礎疾患の有無、程度）高血圧（未治療）」と述べているところ、E医師は、平成○年○月○日付け局医員相談票において、「CTの画像上、本件疾病を認めるが、外傷により発症したのであれば、右被殻に限局した出血が生じることはないので、高血圧を原因とするものであると判断する。」と述べており、F医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「請求人の症状、CT所見などから、転倒の原因は本件疾病であり、その原因は放置された高血圧による脳動脈硬化症であったと思われ、交通事故による外傷のための出血は否定的である。請求人は、受診歴がないために受傷前の血圧は不詳であるが、受傷直後には著しい高血圧が認められている。」と述べている。さらに、G医師は、平成○年○月○日付け鑑定書において、要旨、「本件において、外傷性頭蓋内出血は認めておらず、『被殻出血（脳内出血）』が外傷によって生じたものとは考えにくく、『被殻出血』は高血圧性脳内出血の好発部位であり、出血の形態もほぼ楕円形で高血圧性脳内出血の形状の典型的なものに近いと考える。また、請求人の高血圧症の有無は不明であるが、受傷直後から200mmHgを超える著

しい高血圧を認めており、これは意識レベルが Glasgow Coma Scale で E 3 V 5 M 6 = 14 点と比較的軽症であることから、脳出血により血圧が二次的に上昇したとしても意識障害の程度と比べ異常に高く、現在高血圧症の治療を行っていることから請求人には受傷前から高血圧症があったと推測される。以上より『本件疾病』の原因は外傷では無く、高血圧性脳内出血の自然発症と考える。」と述べている。

上記各医師の所見を総合すると、本件疾病は、その出血の状況から、出血部位は右被殻部を中心に拡がっており、典型的な高血圧性脳内出血の部位であると認められるところ、当審査会において、改めて請求人のCT画像を読影し精査したが、CT画像上の血腫の形態及び継時的変化は浮腫を伴った大きな高血圧性出血の典型的変化であると思料される。したがって、当審査会としても、請求人の本件疾病は高血圧性脳内出血であると判断する。

この点、D医師は、上記意見書において、請求人の基礎疾患について、「高血圧（未治療）」と述べているところ、C病院の診療録に、高血圧が発症の危険因子とされている「左ラクナ梗塞・高血圧緊急症」の病名が記載されていることに鑑みると、F医師及びG医師が上記各意見書において指摘するとおり、請求人は基礎疾患として高血圧症を有していたものと認められる。

(3) 上記各医師の所見に対し、H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「高血圧性脳内出血と断定するのは困難であり、同病態に外傷が影響を与えたか、若しくは外傷性脳内出血が主体と想定される。」と述べているが、本件事故の状況及び請求人の頭部の状況は決定書理由に説示するとおりであるところ、請求人には本件事故による明らかな外傷所見は認められておらず、外傷性頭蓋内出血は認められていない。これら客観的な事実に基づけば、請求人の本件疾病が本件事故による外傷によって生じたということはできず、請求代理人が依拠する同医師の意見は採用することができない。

(4) そうすると、当審査会としても、請求人は高血圧性脳内出血を自然発症したとするE医師、F医師及びG医師の各意見は妥当であると思料し、本件疾病は、本件事故により発症したのではなく、請求人の基礎疾患が自然経過の中で進行し発症したとみることが相当であると判断する。

(5) 請求代理人は、前方車両が突然、車線変更したことが本件疾病発症の原因であるとも主張するが、当審査会の判断は上記のとおりであるところ、一件記録

を精査し本件事故の状況等についてみるも、通常の通勤経路を通常どおりバイクで走行していた請求人にとって当該車線変更が異常な出来事であったとする事情はなく、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、前方車両の車線変更と本件疾病との間に相当因果関係を認めることはできない。

(6) 本件疾病が業務の過重性によるものか否かについてみるも、決定書理由に説示するとおり、引用する脳心臓疾患の認定基準に定める「異常な出来事」はもとより、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のいずれの要件も満たしておらず、請求人に発症した本件疾病に業務起因性を認めることはできない。

(7) 以上を総合すると、請求人に発症した本件疾病及び本件傷病は通勤上の事由によるものとは認められず、また、本件疾病は業務上の事由によるものとも認められない。

(8) そのほか、請求代理人の主張及び提出資料について改めて子細に検討したが、上記結論を左右するものを見いだすことはできなかった。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養給付及び休業給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。